る鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。）に別表第１(2)に定める経常態容補正の本庁からの距離段階による補正率の A に定める率を乗じて得た率と同表の B に定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	投資態容補正の種類
都道府県	［一～八　略］	［略］	［略］
市町村	［一～九　略］	［略］	投資補正Ⅱ
	十　その他の教育費	人口	
	［十一～十六　略］	［略］	［略］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	１　平成二十七年四月一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 ［２　略］ ［略］
	二　港湾費	漁港におけ	漁港における	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規

る鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。）に別表第１(2)に定める経常態容補正の本庁からの距離段階による補正率の A に定める率を乗じて得た率と同表の B に定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	投資態容補正の種類
都道府県	［一～八　同上］	［同上］	［同上］
市町村	［一～九　同上］	［同上］	投資補正Ⅱ及び事業費補正
	十　その他の教育費	人口	
	［十一～十六　同上］	［同上］	［同上］

２　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	１　平成二十六年四月一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 ［２　同上］ ［同上］
	二　港湾費	漁港におけ	漁港における	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規